

別紙 1 作成義務者の一覧表

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(以下「政令」という。)第3条第1号に規定する施設	<p>該当施設・事業及び根拠法令</p> <p>1 項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (30人) ロ 公会堂又は集会場 (30人) 2 項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類 (30人) ロ 遊技場又はダンスホール (30人) ハ 桂風(俗間連)特殊営業 (30人) ニ カラオケボックス類 (30人) 3 項 イ 待合、料理店類 (30人) ロ 飲食店 (30人) 4 項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場 (30人) 5 項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類 (30人) 6 項 イ 病院、診療所又は助産所 (30人) 8 項 図書館、博物館、美術館 (50人) 9 項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、熱気浴場類 (30人) ロ イ以外の公衆浴場 (50人) 1 0 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 (50人) 1 1 項 神社、寺院、教会類 (50人) 1 3 項 イ 自動車庫又は駐車場 (50人) 1 5 項 前各項に該当しない事業場 (50人) 1 6 項の 2 地下街 (30人) 1 7 項 文化財建築物 (50人)</p> <p>【消防法施行令第1条の2第3項】</p>	<p>消防法第8条第1項に規定する消防計画</p>	<p>消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長</p>	<p>1部(1部)</p>	<p>当該施設のある市町村の消防本部に添付する書類</p>
政令第3条第2号に規定する施設	<p>1 6 項の 3 準地下街(建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)</p> <p>【消防法施行令第1条の2第3項】</p> <p>次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの (その一部が消防法施行令第1条の1項から4項、5項イ、6項イ、8項から11項、13項イ又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの)</p> <p>【消防法施行令第1条の2第3項】</p>	<p>対策計画</p> <p>(1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画</p> <p>(8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員が30人以上50人未満のもの) 対策計画</p>	<p>知事</p> <p>消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長</p>	<p>1部(1部)</p> <p>1部(1部)</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第3号に規定する施設	予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	市町村長(都府県知事又は総務大臣)	2部(1部) ※危険物の規制に関する規則第62条第2項	同上
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所(経済産業大臣の許可) 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程	経済産業大臣又は知事	1部(1部)	同上
政令第3条第5号に規定する施設	高圧ガスを製造する事業所(不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く)(都道府県知事の許可) 【高圧ガス保安法第5条第1項】	高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第6号に規定する施設	当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物が、毒物にあっては200トン以上、劇物にあっては200トン以上の施設 【毒物及び劇物取締法第2条】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第7号に規定する施設	核燃料物質等の製錬施設(3条)、加工施設(13条)、原子炉施設(23条、45条の3の5)、使用済燃料貯蔵施設(43条の4)、再処理施設(44条)、使用施設等(53条) 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条他】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所(石油コンビナート等特別防災区域に所在し、相当量の石油等を取り扱う事業所) 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	市町村長(知事)	1部(1部)	同上
政令第3条第9号に規定する事業	第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業者(指定公共機関以外の鉄道事業者が対象) 【鉄道事業法第2条第1項】	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の実施基準	地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	索道事業(他人の需要に応じ索道による旅客事業、貨物の運送は除く) 【鉄道事業法第2条第5項】	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条の細則	地方運輸局長	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第10号に規定する事業	軌道を敷設して運輸事業を営業者 【軌道法第3条】	軌道運転規則第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に 関して定められた細則	地方運輸局長	1部(1部)	同上
政令第3条第11号に規定する事業	一般旅客定期航路事業 【海上運送法第2条第5項】	(一般旅客定期航路事業) 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の 運航管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な 施設の位置を明らかにした図面、航 路図及び南海トラフ地震防災規程 の写しの送付に係る市町村の名称 を明らかにした書面
政令第3条第12号に規定する事業	旅客不定期航路事業 【海上運送法第21条第1項】	(旅客不定期航路事業) 海上運送法施行規則第23条の4 において準用する同施行規則第7 条の2第1項の運航管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部(1部)	同上
政令第3条第13号に規定する事業	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス) 【道路運送法第3条第1号イ】	運行管理規程 (旅客自動車運送事業運輸規則 第48条の2第1項)	—	—(1部)	当該事業を運営するための主要な 施設の位置を明らかにした図面、運 行系統図及び南海トラフ地震防災 規程の写しの送付に係る市町村の 名称を明らかにした書面
政令第3条第13号に規定する施設	学校(小中高大学校、高専、盲・聾・養護学校、幼稚園等1条) 専修学校(82条の2) 各種学校(83条) 【学校教育法第1条、第82条の2、第83条】	(収容人員50人(盲学校、聾学校、 養護学校及び幼稚園にあっては3 0人)以上のもの)消防法第8条第 1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図 面
		(収容人員50人(盲学校、聾学校、 養護学校及び幼稚園にあっては3 0人)未満のもの)対策計画	知事	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第14号に規定する施設	<p>児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター)</p> <p>【児童福祉法第7条】</p> <p>身体障害者社会参加支援施設(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設)</p> <p>【身体障害者福祉法第5条第1項】</p> <p>保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設)</p> <p>【生活保護法第38条第1項】</p> <p>婦人保護施設</p> <p>老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター)</p> <p>【老人福祉法第5条の3】</p> <p>有料老人ホーム(常時10人以上の入所)</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>【介護保険法第8条第27項】</p> <p>障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設</p> <p>障害者支援施設</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>福祉ホーム</p> <p>【障害者総合支援法第5条第1項、12項、26項、27項】</p>	<p>(社会福祉施設等のうち収容人員10人、30人または50人以上のもの)</p> <p>消防法第8条第1項に規定する消防計画</p>	<p>消防長(市町村長)又は消防署長</p>	<p>1部(1部)</p>	<p>同上</p>
政令第3条第15号に規定する施設	<p>鉱山</p> <p>【鉱山保安法第2条第2項】</p>	<p>対策計画</p>	<p>知事</p>	<p>1部(1部)</p>	<p>同上</p>
政令第3条第16号に規定する施設	<p>貯木場</p> <p>【港湾法第2条第5項第8号】</p>	<p>対策計画</p>	<p>知事</p>	<p>1部(1部)</p>	<p>同上</p>
政令第3条第17号に規定する施設	<p>人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。)(動物園)</p>	<p>対策計画</p>	<p>知事</p>	<p>1部(1部)</p>	<p>当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面</p>

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第18号に規定する施設	該当施設・事業及び根拠法令 地方道路公社管理道路 一般自動車道	【道路法第2条第1項】 【道路運送法第2条第8項】	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第19号に規定する施設	基幹放送事業 基幹放送局提供事業	【放送法第2条第2号】 【放送法第118条第1項】	知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第20号に規定する施設	ガス事業(一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業、大ロガス事業) 【ガス事業法第2条第10項】	(一般ガス事業) ガス事業法第30条第1項に規定する保安規程 (簡易ガス事業) ガス事業法第37条の7第3項において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程 (ガス導管事業) ガス事業法第37条の8において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程 (大ロガス事業) ガス事業法第37条の10において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣 経済産業大臣 経済産業大臣 経済産業大臣	1部(1部)	同上
政令第3条第21号に規定する事業及び施設	水道事業(水道事業(2項)、水道用水供給事業(4項)、専用水道(6項)) 【水道法第3条】	対策計画	知事	1部(1部)	事業にあたって当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面 施設にあたっては当該施設の位置を明らかにした図面
政令第3条第22号に規定する事業	電気事業(一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業) 【電気事業法第2条第1項第9号】	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣又は産業保安監督部長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しを送付した市町村名を明らかにした書面

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第23号に規定する事業	石油パイプライン事業 【石油パイプライン事業法第2条第3項】	石油パイプライン事業法第27条 第1項に規定する保安規定	経済産業大臣、国土交通大臣及び 総務大臣	1部(1部)	同上
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等(工場、作業所、 事業場)	消防法第8条第1項に規定する消 防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図 面